

宗務の中期計画にかかる基本方針

宗門総合振興計画総括検討委員会設置規程（令和7年宗則第5号）に基づき、宗門総合振興計画（以下「総合計画」という。）について、客観的な視点で総括を行い、もって今後の宗門の充実発展に寄与することを目的に設置された宗門総合振興計画総括検討委員会（以下「委員会」という。）において、総合計画の総括を踏まえた今後の宗門の将来展望にかかる提言が示された。

委員会の提言を受け、新たに計画を策定のうえ、特に宗務を推進するにあたり、その方針を「宗務の中期計画にかかる基本方針案」として、宗法第53条第1項第2号及び宗規第28条第1項第2号の規定に基づき、宗会に提案するものである。

1. 宗務の中期計画策定に関する宗則の制定

宗務の中期計画（以下「中期計画」という。）は、概ね次に掲げる事項について、宗則をもって定めたいうえで推進するものとする。

（1）中期計画の理念

中期計画は、宗制に掲げる「あらゆる人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する」という宗門の基本理念の実現をめざし、宗門を構成するすべての人々に基本理念の共有化を図り、一人ひとりが参画し、実践できるような取り組みや目標の重要性を認識するうえから、短期的な結果に左右されることなく、中長期的な視点に立ち、僧侶、寺族及び門徒が協同して、それぞれの立場を生かして取り組みを進めることができる計画とする。

（2）中期計画の推進期間

中期計画は、2026（令和8）年4月1日を始期とし、2031（令和13）年3月31日を終期とする5会計年度において推進する。

また、中期計画は、会計年度毎に施策の推進状況について点検を行い、必要に応じて、見直しを行うものとする。

（3）スローガン

中期計画のスローガンは、「ともにお念仏申す身となる」とする。

（4）中期計画の推進内容

中期計画は、宗門のあらゆる活動の基本がお念仏のみ教えであることを認識し、僧侶、寺族及び門徒の一人ひとりが、み教えに出遇えたことをよろこび、あらゆる人々にみ教えをひろめ伝え、「ともにお念仏申す身となる」というスローガンのもと、住職を中心とした一般寺院及び非法人寺院（以下「寺院」という。）の伝道教化力を向上させる施策を設定し、推進するものとする。

(5) 中期計画の施策

中期計画の施策は、重点施策及び注力施策とする。

- ① 重点施策は、「住職総参拝の実施」とし、宗門を構成するすべての人が、中期計画の理念を共有し、宗門全体で同じ方向性を持って取り組みを進めるためには、寺院の住職による僧侶及び寺族の教導並びに門徒の教化育成が必要不可欠であることから、全住職を中心に、かつ、全国の寺院を基礎として、宗門の強力な伝道教化を図ることを目標として推進する。
- ② 注力施策は、「研修の充実」、「研究の推進」及び「教化活動の推進」とし、寺院の住職を中心とした寺院活動の支援ができるよう、僧侶の基礎的な能力の向上を図り、日常的な法務、法座及び教化活動をより一層充実させることを目標として推進する。

| | |
|---------|--------------------------------------|
| 研修の充実 | (1) 「組長研修会」の実施 |
| | (2) 勉強会・学習会等への参加奨励及び伝道教化資料の作成と研修の充実 |
| | (3) 勤式研修の実施 |
| | (4) ご法座活動の充実 |
| | (5) 浄土真宗インターナショナルオフィス(JSIO)の機能の強化 |
| 研究の推進 | (1) 聖典の研究と編纂 |
| | (2) 現代的諸課題の研究と発信 |
| 教化活動の推進 | (1) 教化活動団体等の活性化及び寺院等における育成教化活動に関する支援 |
| | (2) 「連研」の奨励と参加しやすい環境整備 |

2. 宗則施行までの手続き

この基本方針案について宗会の議決を得た後、この内容に沿って宗則を成案化のうえ常務委員会に提出するものとする。

以 上